

報告第3号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報

農地法（昭和27法律第229号）第52条の規定に基づき農業委員会による農地の賃借料情報を提供するものである。

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された袖ヶ浦市の農地の賃借料水準（10a当たり）は次のとおりである。

令和8年3月9日

袖ヶ浦市農業委員会

1 田（水稻）の部

締結（公告）された地域	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
袖ヶ浦地区	15,000円	15,000円	15,000円	64	
平川地区	25,100円	30,000円	22,500円	4	
（参考）袖ヶ浦市平均	15,600円	—	—	68	

2 畑の部

締結（公告）された地域	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
袖ヶ浦地区	11,500円	19,000円	8,700円	5	
平川地区	14,400円	20,000円	8,500円	25	
（参考）袖ヶ浦市平均	13,900円	—	—	37	

※1 データ数は、集計に用いた農地の筆数である。

※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg当たり30,000円に換算している（君津市農業協同組合の買取価格）。

※3 金額は、集計結果を四捨五入し100円単位としている。

※4 「（参考）袖ヶ浦市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値である。